

第14回「黒岩知事との “対話の広場” Live 神奈川」

テーマ

ともに支えあう社会づくりを目指して 第1弾：「生活困窮」の現状と課題

日時 平成27年7月21日（火） 午後6時30分～8時00分

会場 神奈川県庁 本庁舎3階大会議場

ゲスト ・岡部 卓 氏

（首都大学東京大学院 人文科学研究科 社会行動学専攻 教授）

・鈴木 晶子 氏（一般社団法人インクルージョンネットかながわ 代表理事）

プログラム

■ 開会

■ 知事のあいさつ

◇ともに支えあう社会づくりを目指して

■ ゲスト・プレゼンテーション

・岡部 卓 氏 「生活困窮者支援をどう考えるか ～つながりのある社会に向けて～」

・鈴木 晶子 氏 「生活困窮者の実情と支援状況：神奈川県内の取り組みから」

■ 参加者の皆様と知事との意見交換

◇ツイッターで寄せられた意見の紹介

■ まとめ

◇知事からひとこと

■ 閉会

【お願い】

- ※ 携帯電話等は電源を切るかマナーモードをお願いします。
- ※ 会場の様子はインターネットで生中継を行います。あらかじめご了承ください。
- ※ 発言ご希望の方は挙手をし、指名されてからお話してください。
- ※ なるべく多くの方にご発言いただくため、**発言は3分以内**をお願いします。
- ※ 対話の広場の円滑な進行のため、**テーマと異なる趣旨のご発言はご遠慮ください。**
- ※ 発言の際は参加者の皆様に聞き取りやすくお話いただくようご配慮ください。
- ※ 会場受付でお渡ししたバッジはお帰りの際に必ずお返しく下さい。
- ※ アンケートの回答にご協力をお願いします。

<ゲストコメンテーターの紹介>

○ 岡部 卓（おかべ たく）氏

（首都大学東京大学院 人文科学研究科 社会行動学専攻 教授）

1953 年生まれ。日本社会事業大学・日本社会事業学校教員を経て、1995 年 4 月東京都立大学助教授、2001 年 4 月より現職。生活問題論、社会保障論、公的扶助論を専攻。貧困・低所得問題を中心として研究・社会的活動を行う。

近年では、「地域福祉計画」（委員・社会保障審議会福祉部会・厚生労働省）、「ホームレスへの市民福祉活動の開発に関する実践研究委員会」（委員長・全国社会福祉協議会）、「生活保護行政職員の資質向上に関する検討委員会」（委員長・厚生労働省）、「生活保護制度に関する専門委員会」（委員・社会保障審議会社会福祉部会）、「自立支援研究会」（委員・厚生労働省）、「生活扶助基準に関する検討会」（委員・厚生労働省）、「生活保護受給者の社会的な居場所づくりと『新しい公共』に関する研究会」（委員・厚生労働省）、「社会保障審議会生活保護基準部会」（委員・社会保障審議会基準部会・厚生労働省）等に関わる。

著書として、『生活困窮者自立支援ハンドブック』（編者、中央法規、2015）、『新版・福祉事務所ソーシャルワーカー必携・生活保護における社会福祉実践』（全国社会福祉協議会 1998 改訂版 2003、新版 2014）などがある。

○ 鈴木 晶子（すずき あきこ）氏

（一般社団法人インクルージョンネットかながわ 代表理事）

横浜市青少年相談センターなどを経て 2006 年から NPO 法人ユースポート横濱の常勤心理士。2009 年同法人事務局長、よこはまサポートステーション施設長。2010 年から内閣府のパーソナル・サポート・サービスモデル事業に携わり、事業体制強化のため 2011 年にインクルージョンネットよこはま（2015 年インクルージョンネットかながわに名称変更）の設立に携わる。若年の生活困窮者を中心に心理的ケアやソーシャルワーク、就労支援、地域コーディネートを中心とした世帯全体への寄り添い型の支援を行う。現在、インクルージョンネットかながわの運営する鎌倉市生活困窮者自立相談支援事業主任相談員、藤沢市生活困窮者就労準備支援事業相談員。

次回のご案内

第 15 回「黒岩知事との“対話の広場”Live 神奈川」の開催決定！

今年度の“対話の広場”Live 神奈川は、第 14 回から第 16 回の 3 回にわたり「ともに支えあう社会づくりを目指して」を共通テーマとしております。第 2 弾の開催が決まりましたので、お知らせいたします。

開催日時：8 月 28 日（金）18:30～20:00

会 場：県庁本庁舎大会議場

テ ー マ：ともに支えあう社会づくりを目指して

第 2 弾：神奈川から地方創生を考える

ホームページ、お電話にて
参加者募集中です！

※定員を超えた場合は抽選を行い、参加いただけない場合はご連絡します。

生活困窮者支援をどう考えるか

～つながりのある社会に向けて～

岡部 卓（首都大学東京）

1 生活困窮者とは誰か

(1) とらえ方

- ・フロー（所得）、ストック（資産）
- ・経済 文化 社会的関係

(2) 貧困、低所得と社会的排除

- ・絶対的貧困（生存）と相対的貧困（社会的文化的生活）
- ・社会的排除（つながり＝関係性）
- ・財と機能（モノ・サービスとつかいこなす能力）

2 生活困窮者支援をどう考えるか

(1) 生活を支援することとはどういうことか

- ・生命・生活・一生
- ・尊厳の尊重
- ・可能性の追求

(2) 生活困窮をどう考えるか

① 貧困と社会的排除

- ・ 格差・不平等と貧困・社会的排除
／生活問題の多様性・重層性・広汎性

→ 労働の不安定化、所得の低位性・喪失の固定化

→ 関係性（つながり）の希薄化—家族・地域・職域等

② 貧困と社会的排除の諸相

- ・ 貧困・低所得
～ 失業者・非正規労働者、低年金／無年金者、無保険者、
生活保護受給者等

- ・ 社会的排除
～ 既存の場からの排除／周辺化—それぞれの場での課題

(3) 生活困窮者支援をどう考えるか

① 地域におけるセーフティネット

② 人びとの生の保障

③ 支援の着眼点

- ・ 生活困窮者の意向の尊重と個別性の着目
- ・ 生活困窮者の生活の必要（ニーズ）の多様性に着目
- ・ 公私の社会資源の活用・連携

④ 生活困窮者支援の例示

- ・「働く」ことを支援するとはどういうことか
 - * 生計手段 * 市場への貢献

 - * 自己肯定感 * 社会とのつながり

- ・「住まう」ことを支援するとはどういうことか
 - * 社会的権利 * 政治的権利

- ・「学ぶ」ことを支援するとはどういうことか
 - * 居場所 * 人間としての全面発達

 - * 学力向上

3 今後に向けて

- ・ 私たちは、どのような時代に生き、いま、これから何をすべきか
～ 困難な時こそ取り組まなければならない。

- ・ 地域におけるセーフティネットの担い手
～ ニーズと公私資源のマッチング・開発

- ・ 理念・方向を具体化する方向へ
～ 一人ひとりが支援の担い手

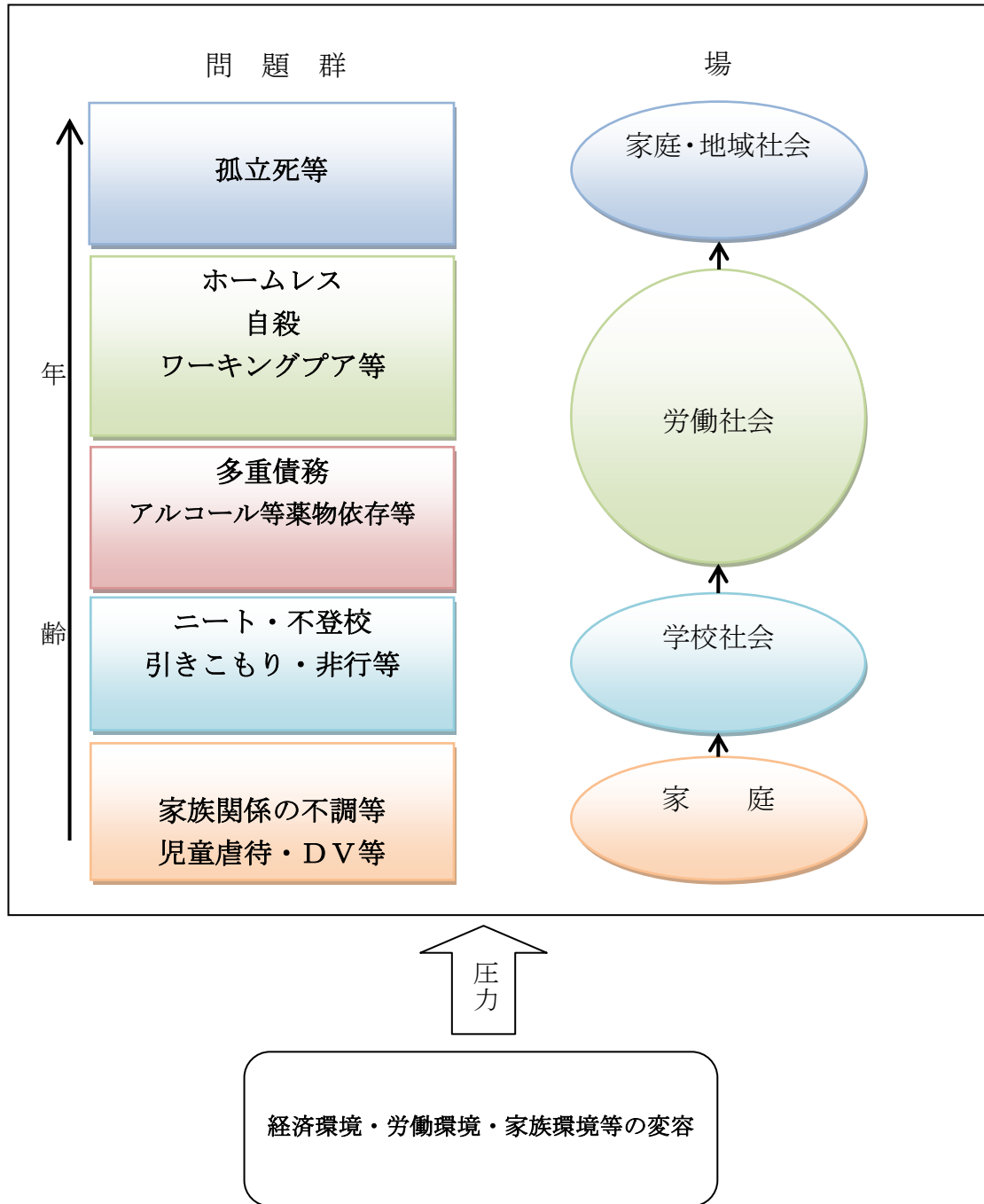
- ・ どのようなことを、どこで、誰が、どのような内容をどのような方法で行うか。

- ・ 個人のつながり・家族のつながり・地域とのつながり・職域のつながりを求めて

- ・ 他者のしあわせと自分のしあわせ

図表集

図1 貧困・低所得問題と社会的排除の態様



(岡部卓作成)

[図2] 自立と自律

1. 自立と自律の考え方

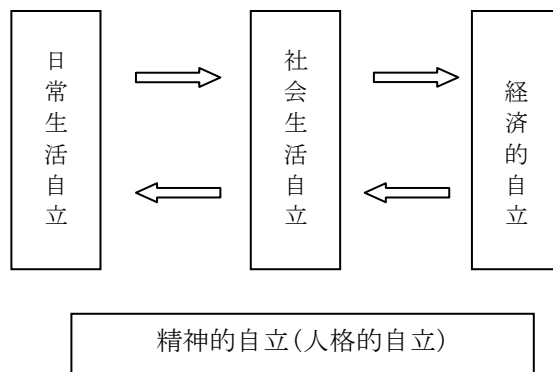
- A 自立—依存 a 依存から自立へ
- B 自律—他律 b 他律から自律へ

2. 類型

0 自立・自律(Aa)	P 依存・自律(Ab)
Q 依存・自律(aB)	R 依存・他律(ab)

(岡部卓 作成)

[図3] 3つの自立



自己選択／自己決定
前提となる社会福祉法

(岡部卓 作成)

[図4] 活動すること・働くことの範囲

有給労働 (ペイドワーク)	有給労働 (ペイドワーク)	無給労働 (アンペイドワーク)	無給労働 (アンペイドワーク)	無給労働 (アンペイドワーク)
労働市場	準労働市場	非労働市場	非労働市場	非労働市場
一般企業、商店、 自営等	シルバー人材セ ンター、社会就労 センター等	ボランティア、 サークル等	リハビリテーショ ンセンター、デイ アセンター等	家事、育児、介護 等
経済的自立	経済的自立	社会的自立	日常生活自立	日常生活自立

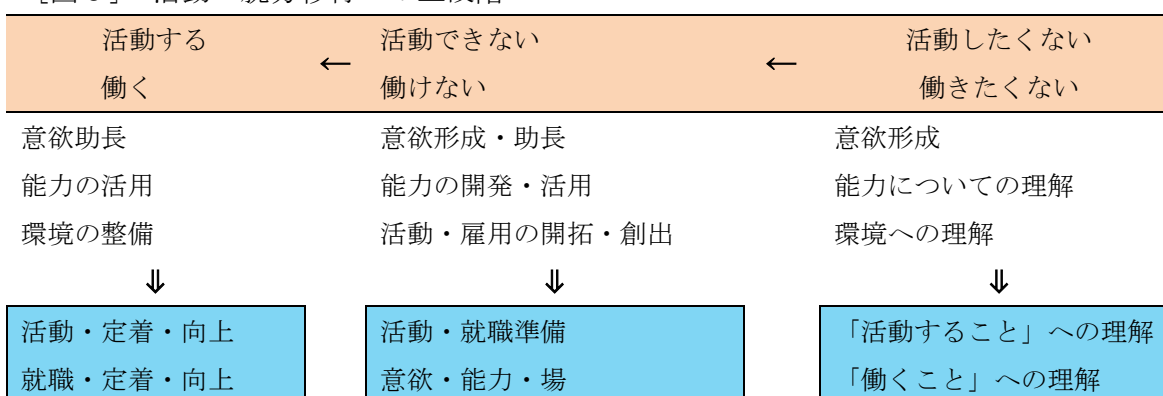
(岡部卓 作成)

[図5] 活動・就労成立の三条件

意思	能力	場
活動・稼働意思	活動・稼働能力	活動・稼働場所
a 活動・就労意欲形成 b 活動・就労意欲助長	a 能力開発(技能訓練・教育) b 能力活用	a 活動・就労場所の創出 b 活動・就労場所の確保

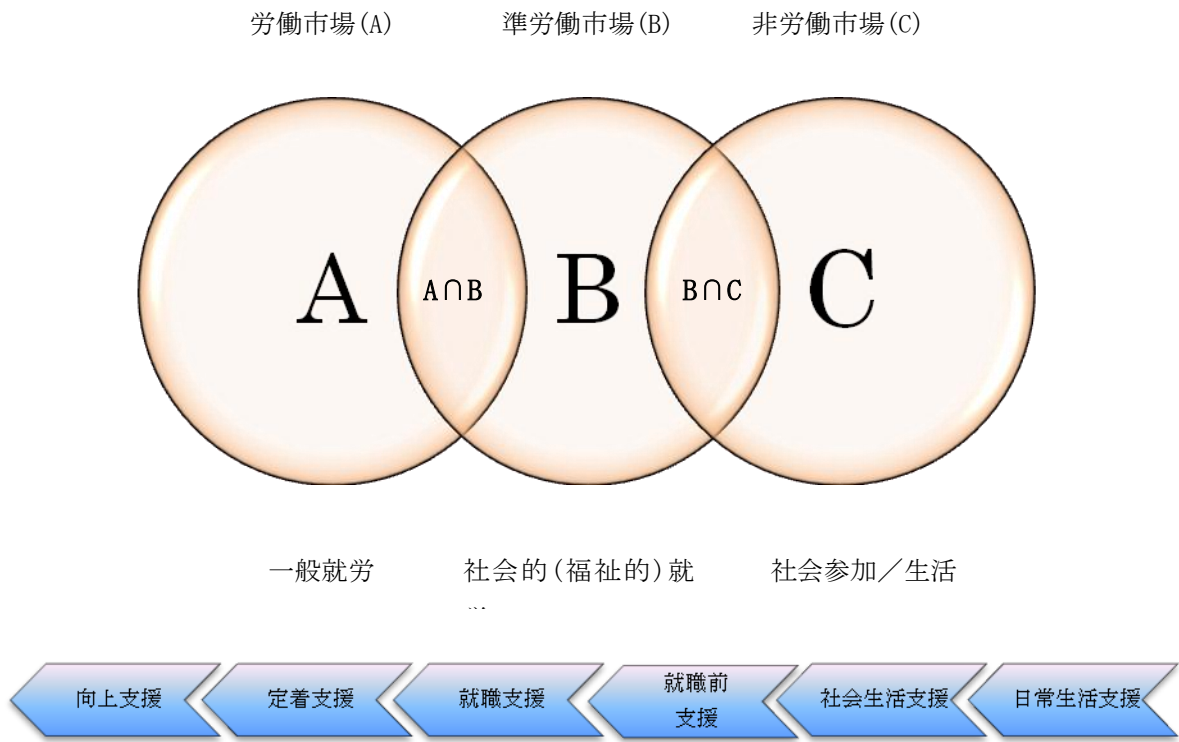
(岡部卓 作成)

[図6] 活動・就労移行への三段階



(岡部卓 作成)

[図7] 多様な働き方



(岡部卓 作成)

[図 8] 各セクターの特質と課題

	経営主体	特質	課題
民	・ 営利—企業	企業の社会的責任（企業市民）等	・ 企業利益と公益性の調和等
	・ 非営利—NPO — 社会福祉法人 — その他（法人等） ・ 非営利 — ボランティア — 住民組織等	・ 先見性・自発性・柔軟性等 ・ 自発性・無償性	・ 活動を支える基盤（人・カネ・モノ・情報・ノウハウ） ・ 専門性・継続性等
官	行政	・ 全体性・計画性・安定性・継続性等	・ 統制と裁量の判断、社会的合意と財源調達等

（岡部卓 作成）

図9 生活支援戦略（体系）施行による変化

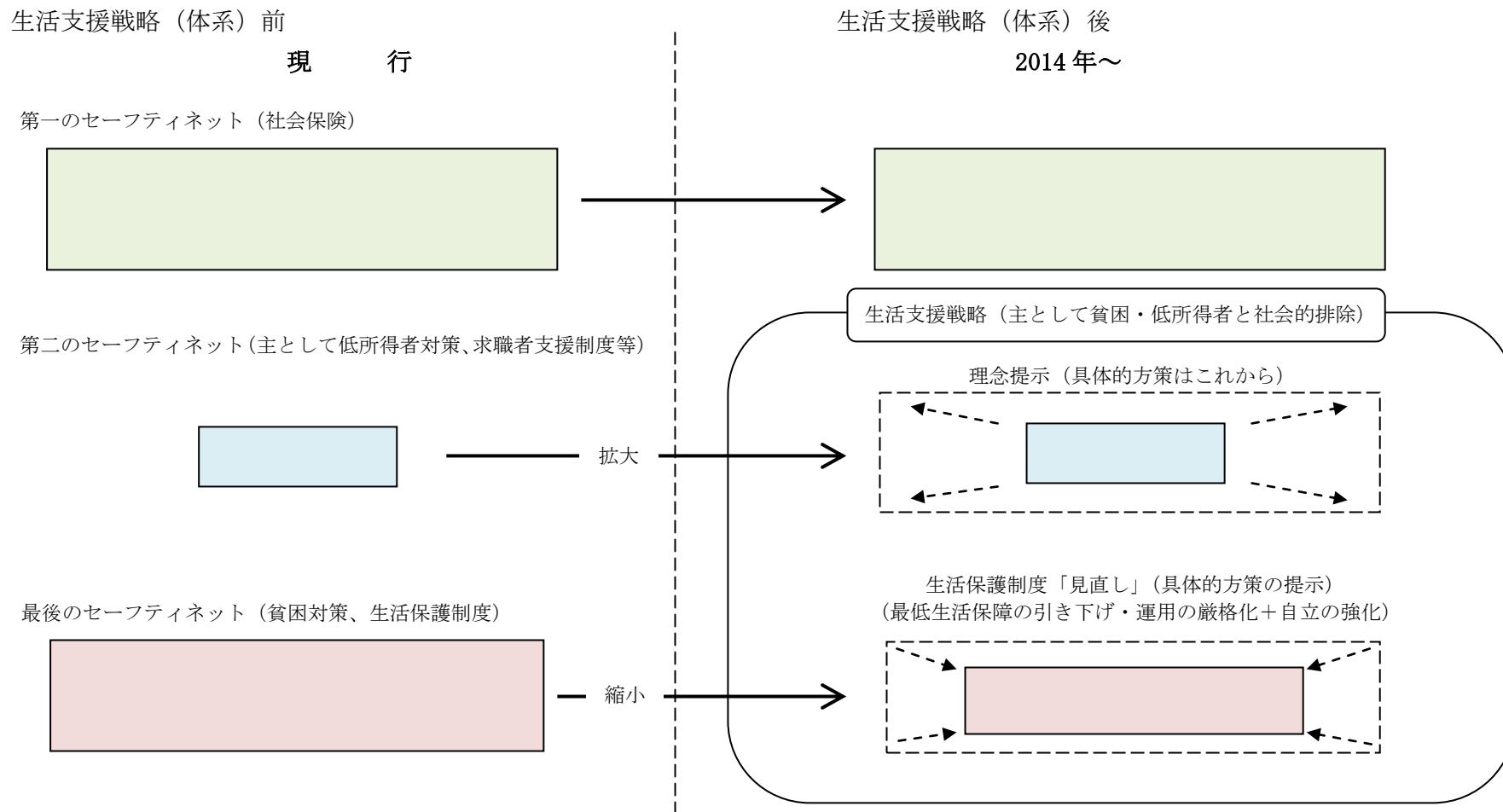
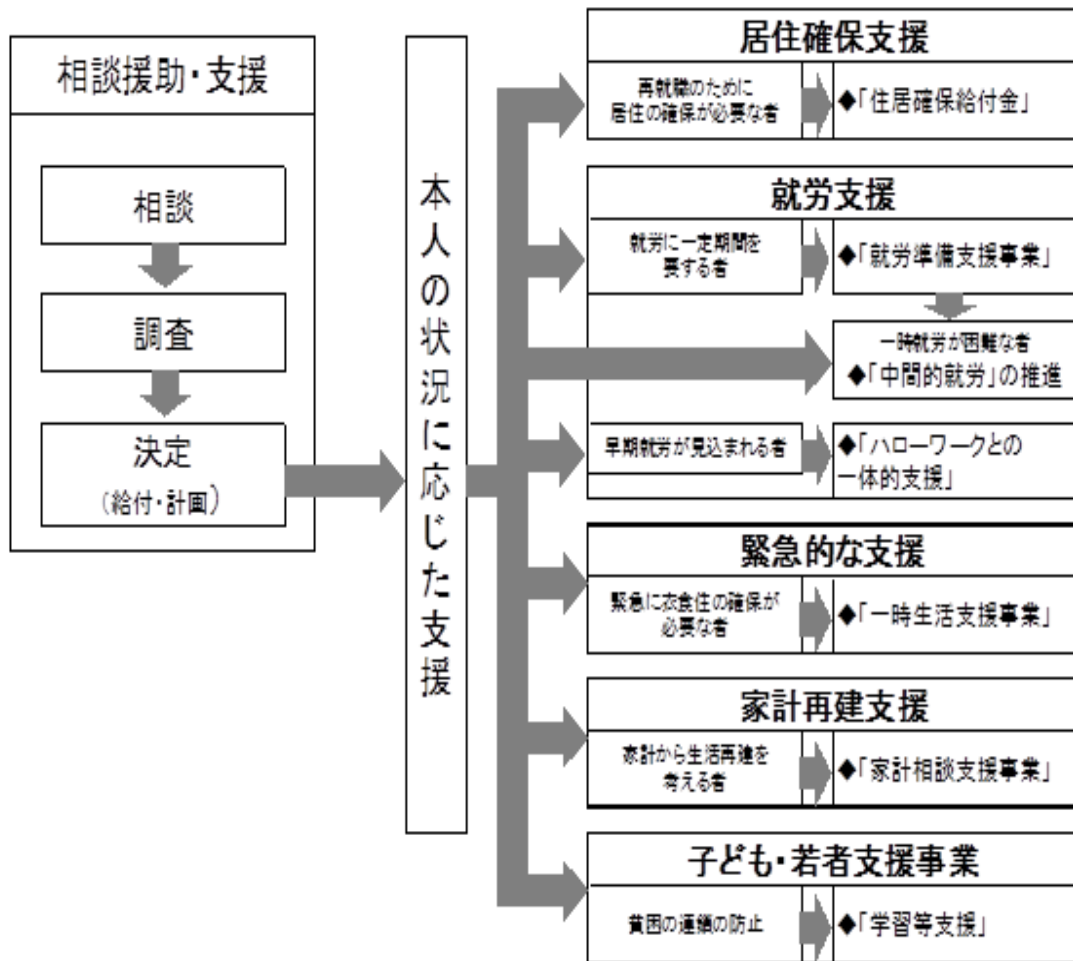


図 1 0 生活困窮者自立支援の手順



(岡部卓作成)

【参考資料】つながりを求める社会

『住民行政の窓』2014. 6 No. 413 日本加除出版 所収

「論壇」

つながりを求める社会

岡部卓（首都大学東京大学院人文科学研究科教授）

1 時代状況

私は、ある面、社会福祉ほど時代の空気を反映した領域はないと思っている。それは、これまで社会福祉の歴史をひもとけば明らかである。社会福祉は、それぞれの時代の中で求められている新しい生活課題（福祉課題）に対応すべく取り組んできた政策や実践に携わる者の切り拓いてきた先達の営みの上に、今日が成り立っているといえよう。

さて、私たちは、現在どのような時代と向き合っているのか。社会福祉の対象とする生活課題（福祉課題）は、現代社会の諸変化により、時事刻々、変容している。その一つとして、少子高齢化・核家族化・都市化・産業化の進展、扶養・連帯意識の変容。これらは、家族や地域等で担われてきた介護や育児等を社会で支える課題として登場させている。二つには、経済・雇用環境の変化。経済停滞・雇用環境の変容は雇用・失業問題とそれに連なる貧困・低所得問題をもたらし、非正規雇用で代表されるワーキングプア問題、都市問題としてのホームレス問題などが課題となっている。三つには、新たな価値・理念の浸透。たとえば、これまで認識されてこなかった差異や多様性、当事者性を積極的に認めるノーマライゼーションやソーシャル・インクルージョン、エンパワーメントなどの考え方は、障がい、性差、年齢、家族のあり方などについて新たな視座や課題を提示している。すなわち、これまでとりあげられてきた課題に加えて新たな福祉課題が重層的に出現しているといつてよいと考える。これらの課題は、少子高齢化対策に代表されるような介護や育児の必要（ニーズ）に対しサービス資源をどのように提供していくかという国民的課題であり、また新しい福祉課題は社会的合意を得たものとして認知され制度化の方向で進んでいる。これら福祉諸課題は、これまで、大きくは、家族、市場、国家が担ってきた役割・機能に新たな検討を促している。すなわち、家族がこれまで担ってきた扶養システム（育児・介護等）、市場が担ってきた日本型雇用・生活保障システム（年功序列、終身雇用、企業別組合等）、それらを代替・補完・補充する国家システム（家族扶養、性別役割分業、正規雇用を前提とする社会保障）の新たな組み替えを要請しているといえよう。これらの新たな組み替えについては、これまで国家に対し国民・住民生活の維持向上は国・自治体によって果たすべきであるという公的システムの強調（公助）がある一方、家族・親族などの共同体システムでおこなうべきである（自助）という振幅（ゆらぎ）の中で政策が位置づけられてきています。しかしどれもが財政危機や自助努力の限界等の

前に有効性を失っている。そこでその隘路を突き崩す新しいシステムづくり（考え方・仕組み・体制・方法）が必要である。現下の福祉課題への対処を行うためには、現行の制度・サービスの充実を行うと共に今後に向けて福祉供給組織を多元化しサービス量の拡大と質の充足を図る必要がある。そこでは、行政による福祉課題の対処（「公共」）から市民・営利・非営利・行政の連携・協働のもとで福祉諸課題（公共の課題）を緩和・解決に立ち向かうかが求められていると考える（「新しい公共」）。それは、行政（官）が担う「公共」から「民と行政（官）」による「新しい公共」への考え方・仕組み・体制・方法の検討を行うことを促している。

2 貧困・低所得者問題と対策の動向

さて、私の研究領域である貧困・低所得者領域は、多くの福祉諸課題が広汎・複合・重層的に現れている領域でもある。これら貧困・低所得者問題は、ここ20年以上にわたり、わが国の経済の失速と雇用環境の変容と相俟って、国民・住民生活の経済的基盤は脆弱化させ貧困と社会的格差の拡大・深化をもたらしている。とりわけ働いているにもかかわらず生活が立ち行かない稼働層の貧困（ワーキングプア）や人口の高齢化に伴う無年金・低年金高齢者層が増加している。また、貧困・低所得者層の中には多様な生活課題を抱えた人たち、具体的には、地域のなかでネットワークをもたない孤立した失業者・高齢者・障害者、ひとり親世帯や貧困の世代間継承（再生産）の問題、DV（ドメスティックバイオレンス）など多様な生活課題を抱えた人たちの問題が表面化している。

これらの諸問題は、貧困・低所得者問題の予防策として位置づけられている雇用や住宅などの社会保障関連制度や、社会保障・社会福祉諸制度が十分機能しなくなっていることでもあり、一般所得階層を対象とする第一のセーフティネットである社会保険制度の機能不全により、社会手当制度などの低所得者対策や、最後のセーフティネットである生活保護制度の担う役割が大きくなっている。

しかし、低所得者対策については、従来の低所得者対策である児童扶養手当等をはじめとする社会手当に加え、リーマンショックを契機に導入された「第二のセーフティネット（新たなセーフティネット）」（求職者支援制度、住宅手当制度、総合支援資金貸付制度）においても、その対象となる給付・貸付対象者もなかには労働市場への参入が果たせず、最後のセーフティネットである生活保護制度を活用せざるを得ない者がいる状況となっている。

家族・地域・企業とのつながりが希薄・喪失し、孤立した失業者・高齢者・障がい者・ひとり親などの生活困難層がいる問題があり、また、貧困の世代間継承（再生産）防止のさらなり取組みなどが求められるようになっていく。

最後のセーフティネットである生活保護制度においては、受給者数が増加している。戦後最低を記録した平成7年度の約88万人を境に毎年増加傾向にあり、平成23年度には戦後最多の約207万人となり、その後も増加を続け、2014（平成26）年2月現在約216万人（推計）に達している。このような状況と平行して、生活保護制度が生活再建につながる仕組みや体制になっているかなどの課題が出されるようになっていく。

以上のように、家族のネット、雇用のネット、社会保険のネットから漏れた労働者・生活困窮者の増大や最後のセーフティネットである生活保護の受給者増加などを背景に、生活保護制度の手前の生活困窮者対策＝低所得者対策の拡充と生活保護制度の見直しが図られることとなる。

3 新たな生活困窮者支援対策と生活保護制度の見直し

政府は「社会保障・税一体改革大綱」において「生活支援戦略」（「新たな生活支援体系」）を策定し生活困窮者対策の充実強化と生活保護制度の見直しが打ち出した（2012.2）。そして社会保障審議会「生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会」を設置し（2012.4）上記二つの事項について審議し提言を行った（2013.1）。そして政府は、部会報告を踏まえつつ今後の生活困窮者対策・生活保護制度の見直しを総合的に取り組むべく、生活保護法の一部改正および生活困窮者自立支援法を国会に提出し、2013年12月両法案は可決成立している（2013.12）。両法のポイントを簡単に整理すれば、次のようになる。

（1）生活保護法の一部改正

生活保護法の一部改正については、その目的とする「生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する」という考え方を維持しつつ、主に次の見直しを行う。

一つは、就労自立の促進を図る就労自立給付金の創設。生活保護受給中の就労収入のうち、収入認定された金額の範囲内で別途一定額を積み立て、安定就労収入を得た機会を得たことにより保護廃止に至ったときに支給するという制度（就労自立給付金）であり、2014（平成26）年7月から実施される。受給者が積極的に就労に取り組むため就労のインセンティブを強化するとともに、生活保護からの脱却直後の不安定な生活を支え、再度生活保護受給に至ることを防止するための対策として位置づけている。就労自立給付金は、都道府県知事、市長および福祉事務所を管理する町村長（以下、「支給機関」という。）が、安定した職業に就いたこと等により保護を必要としなくなったものと認めた者に対して支給するもので、支給の事務は行政庁または政令で定める支給機関に委託して行われる。支給機関は、就労自立給付金の支給等のために必要があると認めるときは、被保護者、過去に生活保護を受給した者、またはこれらの者の雇用主等に、報告を求めることができる。支給を受ける権利は、2年を経過したときは、時効によって消滅する。また、2015（平成27）年4月より被保護者就労支援事業が実施される。保護の実施機関は、就労の支援に関する問題について、被保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供および助言を行い、その事務の全部または一部を、厚生労働省令で定めるものに委託することができる。委託を受けた者には、秘密保持義務が付される。

二つには、健康・生活面等に着眼した支援。受給者の自立に向けて、自ら、健康の保持・増進に努め、また、収入、支出その他生計の状況を適切に把握することを受給

者の責務として位置づけている。なお、この内容については、2014（平成26）年1月から実施。

三つには、不正・不適正受給対策の強化等。不正・不適正な受給に対し、適正な保護の実施や厳正な対処を行うことを目的として、福祉事務所の調査権限の拡大や罰則の引き上げ等の実施を行うことを規定している。具体的には、「福祉事務所の調査権限の拡大」、「罰則の引上げと不正受給にかかる返還金の上乗せ」、「不正受給にかかる返還金の保護費との相殺」、「申請についての要保護者および扶養義務者に対する報告要求」などが実施される。この内容については、2014（平成26）年7月から実施される予定である。

四つには、医療扶助の適正化。医療扶助の不正防止の観点から、指定医療機関制度の見直しや指定医療機関に対する指導体制の強化が、2014（平成26）年7月から実施される予定である。また、医療扶助における後発医薬品の使用の促進を図ることについては、2014（平成26）年1月からの実施。

（2）生活困窮者自立支援法の成立

生活保護に至る前の段階の自立支援の強化を図るため、生活困窮者に対する自立の支援に関する措置として、自立支援相談事業、住居確保給付金の支給、その他の事業を行う。その運営実施主体を基礎自治体である福祉事務所設置自治体（自治体直営）で行うほか、社会福祉協議会や社会福祉法人、NPO等への委託も可能としている。また、ここでいう「生活困窮者」とは、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者をいう。

生活困窮者に対する自立の支援に関しては、必須事業として、①自立相談支援事業、居確保給付金の支給、任意事業として、①就労準備支援事業、②一時生活支援事業、③家計相談支援事業、④学習支援事業などがある。また、都道府県知事等による就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）の認定が行われる。これらの事業は、2015（平成27）年4月より実施されることとされている。各事業の国の負担割合は、以下のとおりになる（第9条）。必須事業—自立相談支援事業、住宅確保給付金 3/4、任意事業—就労準備支援事業、一時生活支援事業 2/3 以内、家計相談支援事業、学習支援事業、その他生活困窮者の自立支援促進に必要な事業 1/2 以内。

以上のように、生活困窮者の増加するなかで、生活困窮者については早期に支援を行い、自立の促進を図るため、就労の支援その他の自立の支援に関する相談等を実施するとともに、居住を確保し、就職を容易にするための給付金を支給するなどの策を講じるため、生活困窮者自立支援法が成立している。また、この法律の施行後3年をめどとして、施行の状況を勘案し、生活困窮者に対する自立の支援に関する措置のあり方について総合的な検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を行うものとされている。

（3）今後の展望

生活困窮者自立支援法においては、生活困窮者対策＝低所得者対策の拡充（相談事

業、住宅確保給付金、就労準備支援、一時生活支援事業等の創設、就労訓練事業の認定）を、また生活保護法改正においては制度運用の適正化（能力活用の強化、扶養の強化、罰則規定の強化、医療扶助の適正化等）と自立＝生活再建の強化（多様な生活課題への積極的な取り組み、多様なサービス供給主体による取り組み、多様なプログラムの提示）を行なうことを意図している。

このことは、生活困窮者自立支援法が低所得者対策としてセーフティネットの網を自治体・地域に広く張り、生活保護に至らない段階で防止し生活再建につながる方向へ、また生活保護法改正により国民・住民の信頼や生活保護受給者の自立に応えられる制度構築・仕組みの方向でより進めて行くことを目指している。そこで、行政（福祉事務所設置基礎自治体）は地域住民、社会福祉法人、NPO、企業等と連携のもとに生活困窮者・貧困者の多様な生活課題へ緩和・解決に向け取り組んでいく必要がある。

生活困窮者・生活保護受給者が家族・地域・職域のつながり（関係性）が希薄・喪失し、地域でなかなか見えにくく潜在化する傾向にあり、その生活課題は多様で広がりや深さをもっている。これら事態を解消・改善に向けて地域住民・営利団体・非営利団体・行政の連携のもとで「発見」し「相談」につなげ、生活再建を図るべく「介入」を図っていく仕組みと体制を構築していく必要がある。被支援者のつながり（関係性）の修復と生活再建は支援者のつながり（連携）のもとでなされていくのではなからうか。



生活困窮者の実情と支援状況： 神奈川県内の取り組みから

一般社団法人インクルージョンネットかながわ
代表理事 鈴木晶子



+ 団体紹介

- 神奈川県内のさまざまな支援団体からメンバーが集まって支援活動を行っている団体。
- これまでの事業
 - 生活困窮者への相談、生活や就労の支援を寄付・助成等を活用して実施
 - 2012年度 横浜パーソナル・サポート・サービス
(内閣府モデル事業・横浜市委託)
 - 2013～14年度 神奈川県生活困窮者自立相談支援モデル事業
(厚生労働省モデル事業・神奈川県委託)
 - 2014年 藤沢市生活困窮者就労準備支援モデル事業
(厚生労働省モデル事業・藤沢市委託・(社福)いきいき福社会と協働事業)
 - 2015年度 鎌倉市生活困窮者自立相談支援事業 (鎌倉市委託)
藤沢市生活困窮者就労準備支援事業
(藤沢市委託・(社福)いきいき福

社会と協働事業)

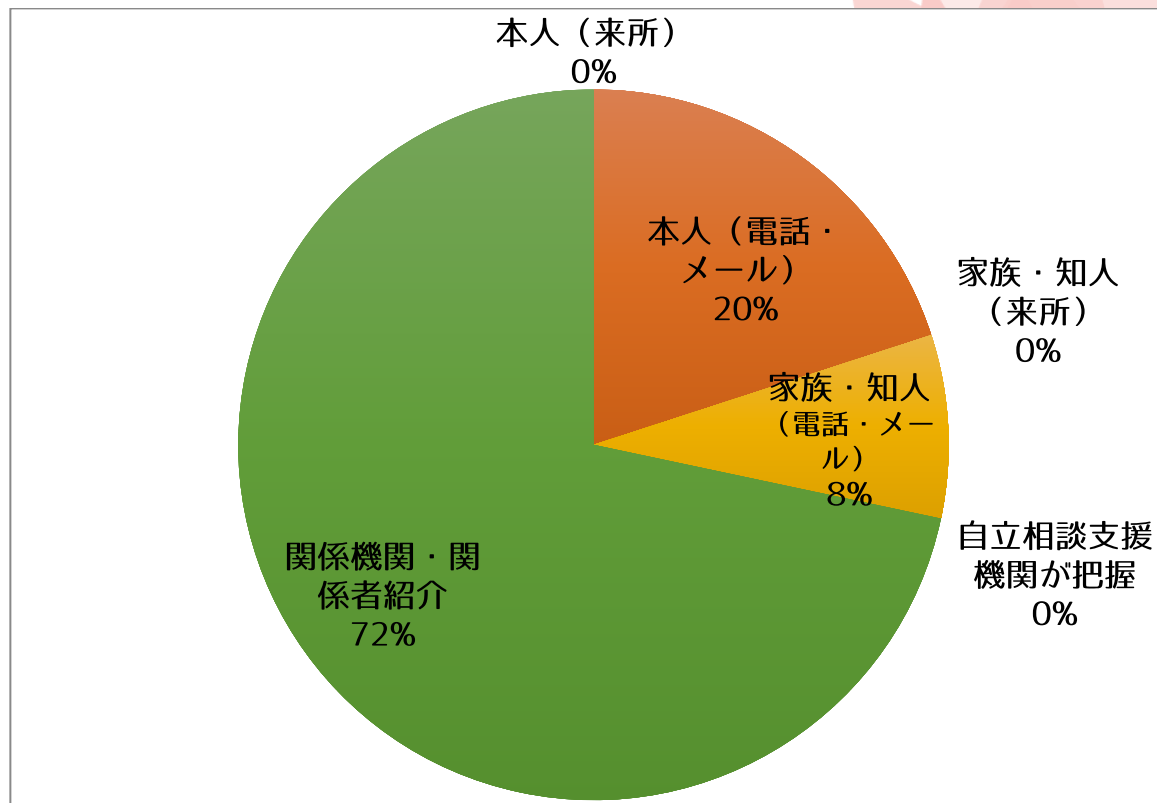


+ 鎌倉市生活困窮者自立相談支援事業報告 (2015年4月～6月まで)

- 2015年4月に全国でスタートして生活困窮者自立支援制度に基づく事業。
- 困窮に至った複雑な状況をお聴きし、本人に寄り添い、縦割りでない包括的な支援プランを立て、一緒に取り組んでいく。
- 3ヶ月で相談受付人数 60名
- うち30名は本人が相談申し込みをし、継続相談。残りは、同意に向けてアウトリーチ中、他機関を紹介等。



+ 生活困窮者はどうやって相談にたどり着くのか？



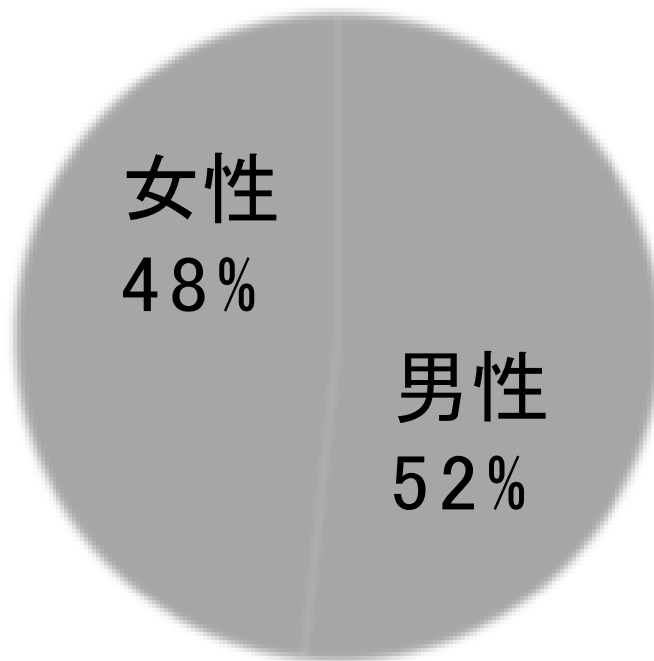
看板を掲げて待っていても生活困窮者・家族はやってこない。

+ 紹介元はどこか？

鎌倉市生活福祉課	15	神奈川県母子家庭等就業・自立支援センター	1
鎌倉市市民健康課	1	近隣住民	1
鎌倉市社会福祉協議会	10	高齢者相談支援センター	1
神奈川県生活困窮者自立相談支援モデル事業	3	病院MSW	1
地域包括支援センター	6	不動産店	1
民生委員	2	労働組合(ユニオン)	1
神奈川人権センター	1		

市内連携・地域連携が対象者把握の鍵

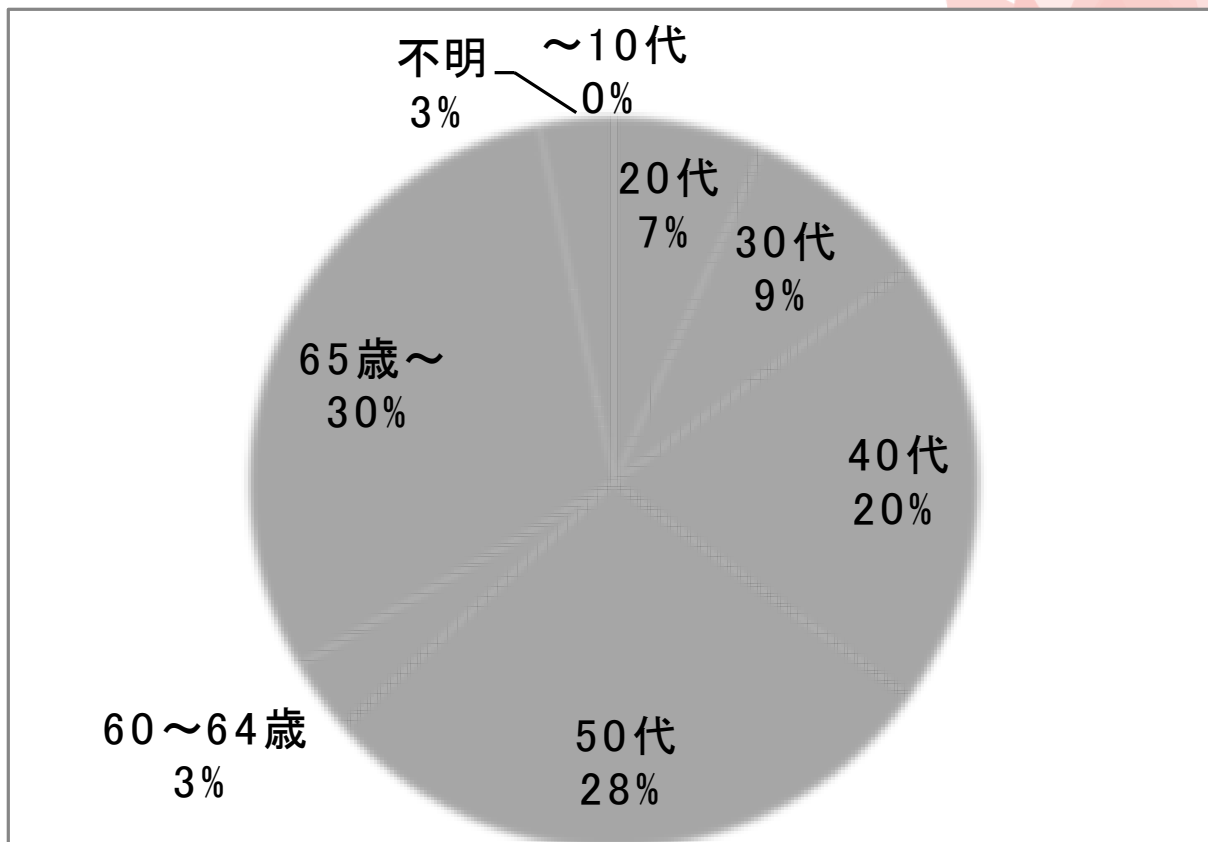
+ 性別は？



男女比に大きな開きはない。
(LGBTにもセンシティブさが必要)



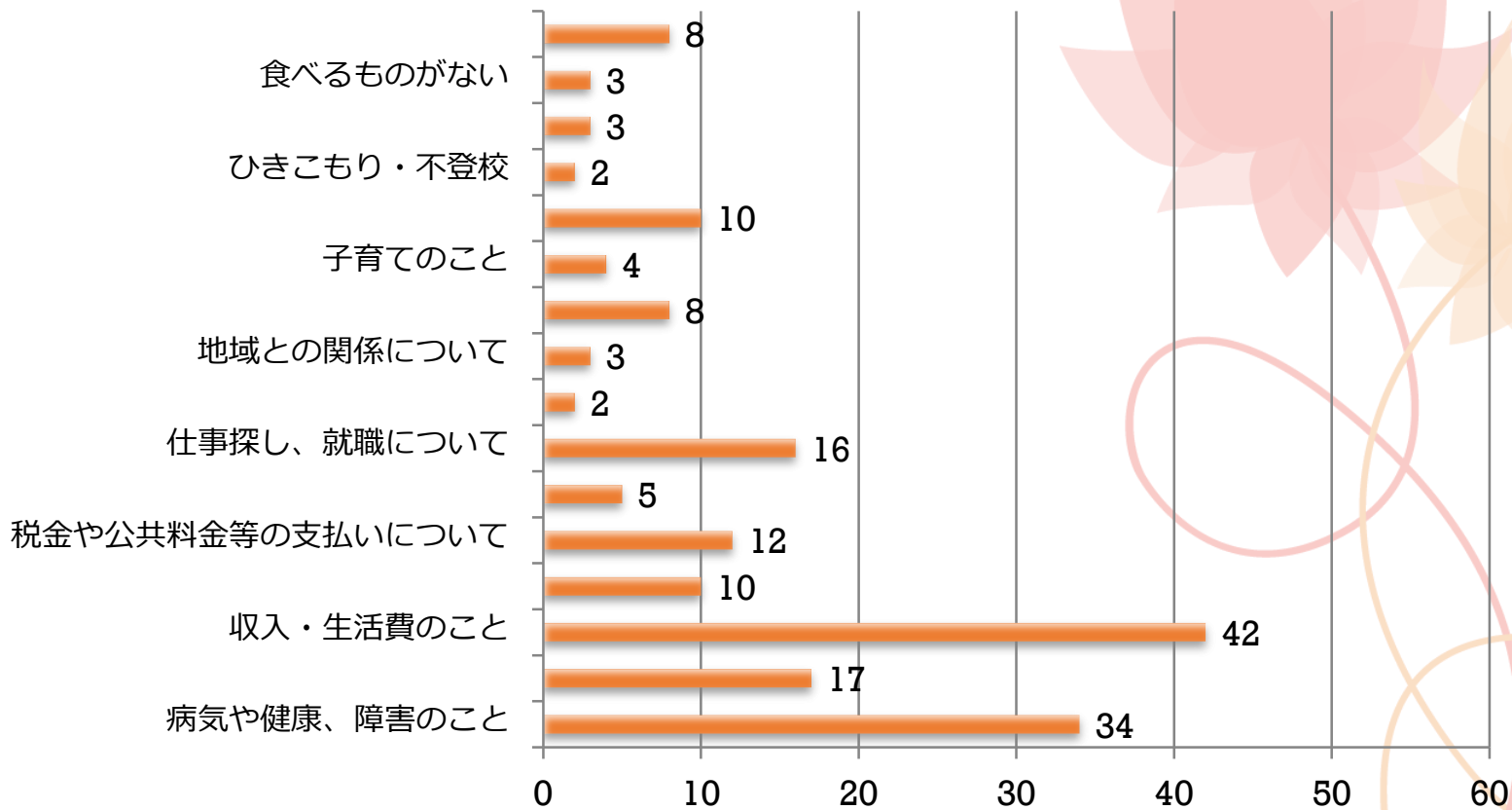
+年代は？



30代までの若年層は少ない



+ 抱えている課題は？



+ 課題の具体的な内容は？

課題	内容
収入・生活費	失業して収入が途絶えている、年金の額が十分でない、病気で長期失業中である…等々
病気・健康・障害	病気を患っている、障害を持っている、結果として働けない、医療費がかかる等で生活に困窮。
住まいについて	家賃が高額（市内全域で）、住んでいた賃貸物件からの立ち退きを迫られている、失業と同時に住まいを失ったが行き先がない…等々。
仕事さがし、就職	子どもがいる、介護がある、病気や障害がある、その状態で無理のない勤め先がない、年齢的に、長期失業となつて、病気があるため、雇ってくれるところがない等
その他に…	地域での孤立やゴミ屋敷、近隣トラブル、長期ひきこもり、離婚問題まで、多種多様な課題。

+ 就職・就労状況は？

- 相談申し込みをした30名（うち65歳以上が7名）のうち3名が就職。
- 就職のための基盤作りが大きな課題
 - 安心して仕事にいける状態。
 - 仕事を続けられる健康状態。
 - 仕事のストレスを支える地域の居場所。
 - 朝起きてどこかに出かけていく、人と会話をする、仕事することに慣れる、といった初歩からの訓練の積み重ね。
- さまざまな事情を抱える方を受け入れる地域の就労先開拓が必須。
- 生活困窮者自立支援制度では就労準備支援事業、就労訓練事業がここをカバーする



+ 就労準備支援の実際

: 藤沢市生活困窮者就労準備支援事業

- 藤沢市の生活困窮者自立支援相談事業の相談申し込み者のうち、就労のための基盤作りに長期時間のかかる方が、利用申し込み。
- 20代～50代までの稼働年齢層が利用。
- 児童養護施設退所者、長期ひきこもり、非正規雇用を転々としてきた方などさまざま。
- 一方で、生活保護等困窮世帯の出身者や、中卒や高校中退者が多く、問題はかなり早期に顕在化しているながら放置されてきた。
- 本人の状態・ニーズにあった社会参加や就労体験の場を紹介し、働くまでのステップ作りをしている。
- 受け入れ事業所からは好評をいただくこともあり。



+ まとめ (1)

- 生活困窮者の支援はいかに役所内の連携体制、地域の連携体制が整っているかが鍵となる。
- 地域連携には、専門機関や民生委員などだけでなく、民間法人・企業、不動産業者、一般市民など、地域づくりにつながる広い視野が必要。
- 就労までに時間のかかる方が多く、手厚い支援と、地域の受け入れ先が必要。
 - 一方で、その後は地域に貢献できる人材となっていく。



+ まとめ（2）

- 高齢者の暮らしを制度や地域でどう支えるかは課題。
- 健康や医療費の問題は生活困窮に直結する。
- 住まい施策の充実が、生活困窮者支援にとって重要な鍵となる。
- 問題は子ども若者の頃に顕在化していることも多い。子どもの貧困や高校中退問題、社会的養護など、将来の貧困に直結する問題への取り組みが、未来への先行投資になる。
- 困窮世帯の子どもたちは地元志向が強い傾向がある。地域で育てていくことで、貴重な人材になる。

